

キリングループ^o腐敗防止方針

キリングループは、事業を行う国及び地域の法令とガイドラインを十分に理解・遵守し、いかなる時においても直接・間接を問わず、腐敗行為（※）に関与することを許容しません。腐敗行為防止に対する基本姿勢・行動を定めた本方針は、キリングループで働く全ての役員・従業員に適用します。またキリングループのすべての取引先や代理人等に対しても、本方針に従うことを求めます。

（※）この方針における「腐敗行為」とは、権限を濫用して不正な利益を得るあらゆる行為を指し、贈収賄、不正な利益を得るためのファシリテーション・ペイメント、過剰な接待・贈答品の授受、リベートやキックバックの不正收受等の横領行為、談合や癒着等の不正競争、強要、詐欺、資金洗浄等を含みます。

1. 腐敗防止のための組織体制

キリングループは、役員・従業員および取引先や代理人等を含む関係者に対して、本方針の周知徹底を行い、腐敗防止を遵守するのに必要な推進体制を確立します。

- 腐敗防止のため、コンプライアンス担当部署や内部通報窓口を設置し、公平かつ公正な運用に努めます。
- 各国に適用されるすべての腐敗防止関連法令・協定・ガイドライン等、および本方針に違反する行為、およびその疑いが認知された場合には、速やかに相談・報告がなされる体制を確立します。
- 本方針を反映した「キリングループ持続可能なサプライヤー規範」等を定め、規範への承諾を取引先や代理人等との取引前提条件とすることで、間接的な腐敗行為への関与防止に努めます。
- 本方針に違反する疑いのある事案を把握した場合には、速やかに事実関係を調査のうえ、適切な措置を講じます。

2. 教育・研修の実施

キリングループは、本方針に加え、「グループコンプライアンス・ポリシー」、「グループコンプライアンス・ガイドライン」、「グループ贈収賄防止規定」、および「キリングループ内部通報窓口の設置及び運用に関する規程」等を作成し社内通知資料やイントラネット等にて、常時閲覧可能とすることでグループ全体に周知します。

キリングループは、腐敗防止に向けた倫理意識の更なる浸透、および腐敗防止体制の維持・改善のため、役員、従業員および取引先や代理人等を含む関係者に対する定期的な教育・研修を継続します。

3. 適正な会計処理と記録

キリングループは各国の腐敗防止に関する法令とガイドライン及び本基本方針の遵守に関する説明責任を果たすため、適切な内部統制システムのもと、支出に関する承認書面、会計帳簿等を事実に基づき正確に記録し、関連帳票を適正に保管します。

4. モニタリングと継続的改善

キリングループは、腐敗防止の取組み・遵守状況について各展開国・事業内容のリスクに応じ、定期的な自己点検および内部監査を行い、腐敗防止体制が機能しているかを確認します。またその結果を踏まえ、必要に応じて本方針とその遵守手続について改正・改善を行います。

5. 通報窓口の設置と運用

キリングroupは、各国に適用されるすべての腐敗防止関連法令・協定・ガイドライン等、および本方針に違反する行為、およびその疑いが認知された場合には、速やかに相談・報告がなされる内部通報窓口（ホットライン）を設置します。

キリングroupは、通報者と確認を取りながら、公正な調査を実施、事実確認や実際の問題の解決につなげていきます。通報者・調査協力者が不利益な取り扱いを受けたり、報復を受けたりするようなことがないように、その防止に努めます。

6. 対処と罰則

キリングroupは、取引先や代理人等によるあらゆる腐敗行為の事実を知った場合には、取引の継続をお断りします。キリングroupは、腐敗防止関連法令や本方針に違反した役員・従業員を、グループ各社の社内規定・就業規則等に従って厳正かつ迅速に処罰を行います。

<2023年3月改訂>